

平成二十五年十一月一日提出
質問第四五号

外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問主意書

一 領土問題の定義に関する政府、外務省の見解如何。

二 我が国が抱える領土問題は、北方領土と竹島の二つのみであり、尖閣諸島に関しては、領土問題は存在しないというのが従来の政府、外務省の見解であると承知するが、確認を求める。

三 本年十月十六日より、外務省において竹島と尖閣諸島に係る動画を、外務省HPやYouTubeで配信することを始めていると承知する。右は外務省のどの部署の誰の責任により、何の目的のために決定されたものなのか、詳細な説明を求める。

四 我が国が抱える領土問題が、北方領土と竹島の二つのみならば、なぜ三の動画において尖閣のものがあるのか、その理由を説明されたい。

五 中国は、尖閣諸島付近に漁船や軍艦を航行させ、本来なら我が国が実効支配し、領土問題の存在しない尖閣を領土問題化させようとしている。今回、外務省が三の動画配信を始めたことは、既成事実化を目論む中国を利用するだけであると考えるが、政府、外務省の見解如何。

右質問する。